

建 政 - 965
令和7年9月25日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋田県建設部長
(公印省略)

建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領
の一部改正について (通知)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく情報の公表について、一部閲覧所において公表しておりましたが、原則すべての公表をインターネットによることとし、別添のとおり要領の一部を改正しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

担当：建設政策課
建設業チーム
TEL. 018-860-2425

(閲覧所の運営の特則等)

第6条 削除

(他の制度との調整)

第6条 他の法令等の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政文書の閲覧又はその写しの交付については、当該他の法令等の定めるところによる。

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(3)関係 (記載例参照)

1～2 略

3 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、電子入札ホームページに掲載すること。

子入札ホームページ又は県公式ホームページに掲載することにより行うものとする。

(閲覧所の運営の特則等)

第6条 告示の規定により設置する閲覧所及び第4条第5項の規定により設置する閲覧所(次項において「告示等設置閲覧所」という。)は、他の法令等の規定により設置される閲覧所と併設して運営することを妨げない。

2 閲覧者は、告示等設置閲覧所の閲覧資料を複写してはならない。

3 告示3から8までの規定は、第4条第5項の規定により設置する閲覧所について準用する。

(他の制度との調整)

第7条 他の法令等の規定により、行政文書の閲覧若しくは縦覧又は行政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる場合における当該行政文書の閲覧又はその写しの交付については、当該他の法令等の定めるところによる。

【様式2の記載上の留意事項】

様式2-(3)関係 (記載例参照)

1～2 略

3 契約変更があった場合は、その都度必要事項を追加記載し、閲覧資料として差し替えること。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行することとし、同日前に公表する事項等については、なお従前の例による。